【コラム】よろしくお願いします。（弁護士 宮本澄香）

はじめまして、２０２２年１２月より埼玉総合法律事務所に入所いたしました、弁護士の宮本澄香（みやもとすみか）と申します。

フレッシュ新人弁護士としてご挨拶したいのですが、社会人経験を経て弁護士となったため、既に３０歳をいくつか過ぎており、初々しさを前面に出してご挨拶するにはややはばかられる面があります。

出身は京都ですが、物心つかない内に奈良に移り、その後は北海道（札幌）、東京、そして埼玉と移り住んできました。
「都」「道」「府」「県」と名の付く場所に、少なくとも一度は住んだことがあるというのが、密かな自慢です。

私は、大学卒業後、約５年間障害者福祉施設（就労支援施設）の支援員を務めていました。社会福祉士及び公認心理師の資格も保有しています。

前職の仕事は、弁護士業とは全く違う分野と言われることも多いのですが、対人支援職という点では共通する部分が多いと感じています。
アプローチの方法は違えども、ご依頼者の方と対話しながら、人生を前に進めるお手伝いをするという点において、両者には似た部分があるのではないでしょうか。

前職の経験もあり、障害者の権利問題や、ひきこもり問題等に興味があります。
また、学生時代は美術部に所属しており、美術への興味関心から著作権関連事件も積極的に引き受けていきたいと考えています。
とはいえ、新人時代には一つの分野に拘らず、多様な事件に関わることで成長していきたいと思います。
今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 宮本 澄香

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】弁護士１年目を振り返って（弁護士 深谷直史）

今年の５月で、弁護士になって１周年を迎えることができました。２年目に突入です。
１年間、長いようで短かったような気がします。今年に入ってからも、心に残る出来事はたくさんありました。

１月から３月にかけては、法教育イベントに参加して毎週のように小中学校に行っていました。
生徒たちには、課題発見の授業と称して、「ルール作り」や「議論のしかた」について学んでもらいます。
普段の学校の授業で習わないことですので、子どもたちも一生懸命に考えて意見を言ってくれます。
みんなとても積極的なので、弁護士は傍で見ているだけのことが多いです。

□□□

弁護士 鈴木 満

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】付添人活動（弁護士 南木ゆう）

少年事件における付添人活動は、成人の刑事事件の弁護活動と重なる部分もありますが、より多岐にわたります。
それは、少年法の目的が、処罰ではなく「健全育成」にあり、付添人の活動の目的が、「少年の更生」の援助にあるからです。

昨今、特殊詐欺の受け子・出し子や、組織的な強盗事件の実行犯役に少年が関与している事件が多くなってきています。
SNSの普及によりバイト感覚で容易に犯行に至ってしまうという問題点が指摘されていますが、少年事件に付添人として携わっていると、やはり家庭環境の影響が大きいことを実感します。

家族との関係が上手くいっておらず、家庭に居場所がない少年や、両親を早くに亡くし、適切な保護者不在のまま社会から取り残されている少年にも出会います。
このような少年は、得てして自己肯定感が低く、将来の夢を持つことも、自分の人生を大事に思うこともできなくなっています。

付添人として、少年に様々な視点から働きかけることはもちろんですが、社会資源（少年の更生に役立つと思われる全ての人的・物的資源）をいかに開拓するかというのも付添人の大事な活動の1つです。
自分の責任だと落ち込んでしまっている母親を励ましたり、「少年院で叩き直してもらえば良い」等と保護者としての責任を放棄して、面会にすら行こうとしない父親を説得することもあります。

自己満足かもしれないとは思いつつも、最近は3ヶ月に1回、適切な保護者のいない少年の授業参観や行事に参加するため少年院に通って、少年の成長を見守っています。

弁護士 南木ゆう

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】親なき後（弁護士□月岡朗）

２０２３年6月2日と6月２６日の２日間で、日本弁護士会連合会と埼玉弁護士会の共催で、「親なき後について、弁護士とともに考える」とのセミナーを実施しました。

障害のあるお子様をお持ちの親御様にとって、将来、自分が亡くなった後のことは大変重要な問題かと思います。
残されたお子様の生活はどうなるのか。親なき後、誰がお子様の面倒をみるのか。
簡単に答えの出ることではないけれど、そのような不安や悩みを親御様と一緒に考えていきたいと思い、上記のセミナーを開催しました。

セミナーでは、民事信託や成年後見制度等の法制度に関する講演に加えて、お子様の今の生活を守っていけるように、親御様が元気なうちにお子様に合う支援者を探すことの大切さや、親御様から支援者にお子様の様子を伝えて、支援者がお子様を理解した上で支援することの重要性が話されました。

また、グループディスカッションも行い、多くの親御様から多くの質問が寄せられました。
寄せられた質問に弁護士が答えていくなかで、親御様と弁護士で、お互いの人となりや性格が見えてきたのではないかと思います。支援する側と支援される側の間では相互理解が重要ですが、今回のグループディスカッションは親御様と弁護士の相互理解を深めるひとつの方法と感じました。

今後も、親御様やお子様との交流を継続し、親御様やお子様と一緒に、よりよい支援を考えていけたらと思います。

弁護士□月岡□朗

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】ドキュメンタリー映画『教育と愛国』を観て（弁護士谷川生子）

今年４月の埼玉弁護士会主催「憲法と人権を考える市民の集い」は、ドキュメンタリー映画「教育と愛国」（斉加尚代監督）の上映会でした。
戦後、教育と政治は一線を画してきたはずですが、教科書検定制度等を通じてじわりじわりと政治が教育に介入し、そのスピードが加速している現実を知ることができました。

小学１年生の教科書の「パン屋」で友達と会うという記載について、２０１７年、国や郷土を愛する態度として不適切、という検定意見が

□□□

□□□

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】最近、つらつらと（弁護士 髙木太郎）

長女の夫は、仕事から帰ると、１歳の娘をずっと抱いて面倒を見ている。
次女の夫は、送別会に２歳の息子を連れてベビーカーででかける。
私たちの世代は口では男女平等を言っても、彼らにはとてもかなわない。
８０年代、ゲイの人をネタにしたギャグに何の抵抗もなく笑っていた。
今となってはそんな自分を恥じいるしかないが、現代の若者はおそらく同じギャグを見たら嫌悪感を持つだけだろう。
人々の人権感覚は確実に進歩しているが、それには時間がかかる。
古い時代の感覚が沁みついた人間が中心にいる間は、抜本的な改革は期待できない。
新しい時代を切り開くには、新しい人権感覚の中で生まれ育った人が中心を担うようになる必要がある。

少数者の人権を浸透させる運動は、多数者である労働者がごく少数の搾取する側の資本家と戦うやりかたとは少し違うように思う。
徹底的に議論して論破するのではなく、共感を広げる方法によってしか実現できないように思う。
新しい運動を担えるのは、新しい感覚の人たちだ。
古い感覚がどこかに沁みついている人間は、それを邪魔しないことがまずは必要だ。

余人をもって代えがたい、と思われる人さえ、いずれは次に交代をしていかなければならない。
そのタイミングを間違えると、組織や運動の大きな後退を招く。最近、そんなことをつらつらと考えている。

弁護士 髙木 太郎

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】調停制度１００年（弁護士 牧野丘）

昨年６月から埼玉調停協会連合会の会長の任にあります。

昨年は調停制度がわが国で始まってから１００年を迎え、最高裁や日本調停協会連合会では、昨年９月以降、今年に至るまで様々な記念行

□□□